

島原市第五次行政改革大綱

後 期 実 施 計 画

【令和5年度～9年度】

（令和5年3月 策定）

目 次

【1】持続可能な財政基盤の確立

1. 歳入確保への取り組み
(1) 自主財源の確保・・・p1
(2) 未収金の縮減・・・p2
2. 歳出削減への取り組み
(1) コスト意識の徹底による歳出の効率化・・・p3
(2) 補助金、負担金等の見直し・・・p4
3. 効率的・計画的な財政運営
(1) 地方公会計の推進・・・p5
(2) 安定した財政運営・・・p6

【2】効率的・効果的な行政運営の推進

1. 公共施設の効率的・効果的な維持管理
(1) 公共施設等総合管理計画に基づく適切な維持管理・・・p7
2. ICT の利活用
(1) マイナンバーカード・マイナポータルへの活用の推進・・・p8
(2) 先端 ICT 技術（AI・IoT）等を活用した住民サービスの検討・・・p9
(3) 積極的な情報発信・・・p10
(4) 効率的な会議運営の検討・・・p11
(5) 庁内情報化の促進・・・p12
3. 行政評価の充実
(1) 行政評価の活用・・・p13
(2) 行政評価方法の見直し・・・p14
4. 事務事業の最適化と業務形態の変革
(1) 社会の変化に合わせた業務内容の見直し・・・p15
(2) ごみ収集業務の民間委託の推進・・・p16
(3) 窓口サービス業務の形態の見直し・・・p17
(4) 福祉施設の見直し・・・p18
(5) 公民館の運営のあり方検討・・・p19
(6) 定型的業務・庶務業務の最適化・・・p20

【3】行政サービスにおける連携・協働の推進

1. 市民等との連携・協働
(1) 市民、地域コミュニティ組織、NPO 等との連携・協働・・・p21
(2) 民間・大学等との協働・・・p22
2. 民間活力の活用
(1) 指定管理者制度の導入効果の検証とさらなる充実・・・p23
(2) シェアリングエコノミーの推進・・・p24
(3) PPP/PFI 導入事業の検討と制度の活用・・・p25

【4】市民の声が届く行政サービスの提供

1. 利用者に優しい市役所づくり
(1) 市民が利用しやすい空間づくり・・・p26
(2) 市民が利用しやすい窓口サービスの実施・・・p27
(3) ワンストップサービスの推進・・・p28
2. 市民の声が届く市役所づくり
(1) 市民のニーズを的確に把握・・・p29
(2) 市民の声を反映した行政サービスの実施・・・p30
3. 職員の窓口対応力向上
(1) 体系的な業務研修とマニュアル整備・・・p31

【5】定員管理及び給与の適正化

1. 定員管理の適正化
(1) 業務内容に応じた適正な定員管理・・・p32
2. 給与の適正化
(1) 勤務成績を反映した給与制度の確立・・・p33
(2) 給与制度全般にわたる見直しの検討・・・p34
3. 組織の活性化及び最適化
(1) 地域課題や市民ニーズに的確かつ迅速に対応できる組織体制の見直し・・・p35
(2) 女性職員の活躍推進・・・p36

【6】時代変化に対応する人材育成と働きやすい環境の推進

1. 働き方改革による行政組織の質的向上
(1) ワーク・マネジメントの推進・・・p37
(2) ライフ・マネジメント支援の促進・・・p38
(3) 働きやすいワークスペース・・・p39
2. 職員の意識改革・能力向上
(1) 意識改革や能力向上につながる職員研修の充実・・・p40
(2) 職員の意欲を尊重した自己申告制度による意識改革・・・p41
(3) 職員による積極的な企画立案・・・p42

【7】地方公営企業の経営健全化

1. 地方公営企業の経営健全化
(1) 経営戦略の実施・・・p43
(2) 経営比較分析表の作成及び公表・・・p44
(3) 業務内容に応じた民間委託の検討・導入・・・p45

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【1】	持続可能な財政基盤の確立						
具体的推進項目	1	歳入確保への取り組み						
取 組 項 目	(1)	自主財源の確保						
実 施 方 針	自立、自主的な財政運営を実現するためには、長期的な視点に立った健全かつ効率的な行財政運営を推進していく必要があり、ふるさと納税や広告掲載事業等の新たな自主財源の確保や市有財産の有効活用に取り組むとともに、雇用の創出や税収等の確保や企業誘致等の促進に努めるものとする。							
実 施 項 目		指 標 (数値目標)	実 施 年 度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■クラウドファンディング※1 型の ふるさと納税※2 の活用の推進		実施事業を選定のうえ、令和7年 度の実施を目指す	実施事業 の検討	実施事業 の検討	実施	実施	実施	
所管課	商工振興課							
■広告事業の推進		既存広告事業の推進 ○ホームページ 年10社 ○広報しまばら 月11枠	年10社 月11枠	年10社 月11枠	年10社 月11枠	年10社 月11枠	年10社 月11枠	
所管課	シティプロモーション課・政策企画課							
■未利用財産の有効活用及び売払い		分譲地及び未利用財産を毎年2件 売却	2件売却	2件売却	2件売却	2件売却	2件売却	
所管課	契約管財課							
■企業等誘致の推進		長崎県産業振興財団をはじめ各関 係機関と連携、協力しながら、IT 関係企業を中心として随時誘致活 動を行う	情報収集 企業訪問	企業誘致 1社	情報収集 企業訪問	情報収集 企業訪問	情報収集 企業訪問	
所管課	商工振興課							

※1：クラウドファンディングとは、不特定多数の人が通常インターネット経由で他の人々や組織に財源の提供や協力などを行うことを言い、群衆（crowd）と資金調達（funding）を組み合わせた造語である。

※2：クラウドファンディング型のふるさと納税とは、自治体が行うクラウドファンディングのことで、すべての寄付がふるさと納税の対象となる。

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【1】	持続可能な財政基盤の確立						
具体的推進項目	1	歳入確保への取り組み						
取組項目	(2)	未収金の縮減						
実施方針	市税については、市民負担の公平性、公正性を確保するため、滞納者に対しては徹底した財産調査を実施し、滞納者の実態に則した滞納整理（滞納処分の実施並びに滞納処分の停止等の猶予制度の活用）を実施することにより、未収金の縮減に努めるものとする。 税外収入の未収金については、新たに債権管理条例を制定し、収納事務の一層の適正化を図り、削減に努める。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■ファイナンシャルプランナー※3の活用		ファイナンシャルプランナーによる相談を実施する	実施	実施	実施	実施	実施	
所管課	税務課							
■適正な債権管理		市が所有する債権について、債権管理条例を制定し、適正に管理を行い未収金の削減に取り組む	条例制定に向けた検討	条例制定	実施	実施	実施	
所管課	総務課 他関係課							

※3：ファイナンシャルプランナーとは、収支・負債・家族構成・資産状況などの提供を受け、それを基に住居・教育・老後などのライフプランニングに即した資金計画やアドバイスを行う職業のこと。

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【1】	持続可能な財政基盤の確立						
具体的推進項目	2	歳出削減への取り組み						
取組項目	(1)	コスト意識の徹底による歳出の効率化						
実施方針	事業の効果や優先順位付けなどにより事業の選択と集中を行うほか、予算事業の終期設定の徹底、事務事業のスクラップ・アンド・ビルド※4による見直しや計画的な物品購入、内部管理経費や委託経費等の削減を行いながら、コスト意識を徹底し、経費の縮減に取り組む。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■事務事業の選択と集中		事業の効果や優先順位付けなどにより事業の選択と集中を行うほか、予算事業の終期設定の徹底、事務事業のスクラップ・アンド・ビルドによる見直しを行う	実施	実施	実施	実施	実施	
所管課	総務課・政策企画課							
■情報システムに係る経費の適正化		各部署における情報システム導入費や保守費等について審査・見直しを行い、継続的な行政コストのスリム化を図る	実施	実施	実施	実施	実施	
所管課	政策企画課							
■ごみ減量化の推進		1日1人当たりごみ量の削減 (基準値：R3実績 947g)	915g	850g	825g	810g	795g	
所管課	環境課							
■ごみステーション化の推進		10世帯以上が集約されたステーション数の増加 (基準値：R5.1月現在 507ヶ所)	547ヶ所	587ヶ所	627ヶ所	667ヶ所	707ヶ所	
所管課	環境課							

※4：スクラップ・アンド・ビルドとは、限られたコストの中で効率よく配分するため、採算や効率の悪いものを整理し、一方で新たに生まれてくる行政ニーズを満たすために新たなものを設けること。

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【1】	持続可能な財政基盤の確立						
具体的推進項目	2	歳出削減への取り組み						
取 組 項 目	(2)	補助金、負担金等の見直し						
実 施 方 針	国庫補助や県費補助金を伴わない市が単独で交付している補助金については、外部評価制度の活用を図りながら、継続して見直しを行ってきたところであり、今後も、所期の目的が終了した事業や、事業の収支決算状況等を考慮しながら、補助金の必要性を検証し、廃止・縮小等、必要な見直しを継続して実施する。							
実 施 項 目		指 標 (数値目標)	実 施 年 度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■市単独補助金の見直し		市単独補助金について、行政として対応すべき必要性、費用対効果、経費負担のあり方等について検証し、廃止・縮小等、必要な見直しを継続して実施する	実施	実施	実施	実施	実施	
所管課	総務課 他関係課							
■PDCA※ ⁵ サイクルの確立		市単独補助金についても必ず終期を設定し、終期経過後は、ゼロベースから必要性を検証し、真に必要なものがあるものに限定した予算要求に努める	実施	実施	実施	実施	実施	
所管課	全課総務課 他関係課							

※5：PDCA サイクルとは、行政の活動を、Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Action（改善）のサイクルに基づき、改善・見直しを行い、その改善を次の計画に反映させることで、効率的・効果的な行政運営を図るための手法。

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【1】	持続可能な財政基盤の確立						
具体的推進項目	3	効率的・計画的な財政運営						
取組項目	(1)	地方公会計の推進						
実施方針	統一的な基準による地方公会計※6により、資産、負債及び行政コストを把握し、財政運営の基礎資料として中期財政見通しの策定や予算編成等への活用を推進していくものとする。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■地方公会計による財務書類※7等を活用した財政運営		○統一的な基準による財務書類の作成及び公表 ○資産、負債及び行政コストを把握し、中期財政計画や予算編成など行財政運営の指針として活用	実施	実施	実施	実施	実施	
所管課	総務課							

※6：地方公会計とは、現行の官庁会計に加えて、複式簿記・発生主義会計の考え方を加味した会計制度のこと。

※7：財務書類とは、賃借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書のこと。

- ・賃借対照表：一定時点での資産や負債の状況を一覧表にしたもので、市がこれまでに蓄積してきた資産とそのために使われた財源を対比して、予算や決算では明らかにできない市全体の資産価値や負債内容を分かりやすく示したもの。
- ・行政コスト計算書：人的サービスや給付サービスなど資産形成につながらない行政サービスに、どのくらいの費用がかかり、それをどのような収入で賄ったかを表したもの。
- ・純資産変動計算書：行政コスト計算書上表示されない、賃借対照表上の純資産の変動とその財源調達や用途を示したもので、会計年度中の地方税や公債等を使った地方公共団体の政策形成上の意思決定又はその他の事象によって、純資産がどれだけ変動したかを明らかにするもの。
- ・資金収支計算書：毎年度の各種事業を実施した資金の出入りを見たもので、行政サービスに関する収支（業務活動）、資産形成に関する収支（投資活動）、財務活動に関する収支の別に表示することで、各活動における資金調達の源泉及び資金の用途を明らかにするもの。

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【1】	持続可能な財政基盤の確立
具体的推進項目	3	効率的・計画的な財政運営
取 組 項 目	(2)	安定した財政運営
実 施 方 針	歳入確保策の一つとして、定期預金による運用だけでなく、国債や公募債の購入など、定期預金及び債券を併用し効果的な基金運用による運用益の増加を目指す。	

実 施 項 目		指 標 (数値目標)	実 施 年 度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■基金の一括運用等による運用幅の拡大		基金総額の減少により、債券の購入のみならず、売却することでの運用益増加	債券の購入 及び売却	債券の購入 及び売却	債券の購入 及び売却	債券の購入 及び売却	債券の購入 及び売却	
所管課	会計課							
■経常収支比率の改善		経常的経費の見直し、節減を行い財政的弾力性を高める (基準値：R3末時点 90.4%)	90.4%	90.3%	90.3%	90.3%	90.3%	
所管課	総務課							
■分かりやすい財政状況の公表		広報やホームページなどを活用した分かりやすい財政状況の公表に努める	実施	実施	実施	実施	実施	
所管課	総務課							

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【2】	効率的・効果的な行政運営の推進						
具体的推進項目	1	公共施設の効率的・効果的な維持管理						
取組項目	(1)	公共施設等総合管理計画に基づく適切な維持管理						
実施方針	公共施設等総合管理計画に基づき、市有施設の長寿命化やライフサイクルコストの縮減を図り、公共施設の計画的かつ効率的な維持管理に努めるとともに、施設の更新・廃止も含めた、将来的な施設の配置の在り方についても、計画に基づき進めていくものとする。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■公共施設等の総量縮減と適正配置		公共施設等総合管理計画（公共建築物の延床面積を10年間で10%削減する計画）に基づく進行管理を行う （基準値：H29末時点 239,533㎡）	進捗状況の 検証・実施	進捗状況の 検証・実施	進捗状況の 検証・実施	計画策定時の延床面積から9.7%削減	進捗状況の 検証・実施	
所管課	契約管財課 他関係課							

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【2】	効率的・効果的な行政運営の推進						
具体的推進項目	2	ＩＣＴ※ ⁸ の利活用						
取組項目	(1)	マイナンバーカード・マイナポータル※ ⁹ の活用の推進						
実施方針	マイナンバー制度の活用により、各種申請・届出等手続きの簡略化や、市民の立場にたった利便性の向上を図り、質の高い行政サービスを提供していくものとする。 また、マイナンバーカードの交付率は令和5年2月末時点で61.5%にとどまっているが、国においては、「令和4年度末までにほぼ全国民に行き渡らせることを目指す」と示していることから、全市民に対しマイナンバー制度への理解を深め、利便性についての周知を行うとともに普及促進を図る。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■マイナンバーカードの普及促進		全市民への交付 (交付率100%)	交付率 100%	交付率 100%	交付率 100%	交付率 100%	交付率 100%	
所管課	市民窓口サービス課							
■マイナンバーカードの普及促進が期待 できる行政システム導入の推進		ＤＸ推進に向けた公的個人認 証機能を利用した行政システム の導入	導入	導入	導入	導入	導入	
所管課	政策企画課 全課							

※8：ICT とは、Information and Communication Technology の略で、情報通信技術のこと。コンピューターデータ通信に関する技術を総称的に表す語のこと。

※9：マイナポータルとは、マイナンバー制度の導入に併せて、国が新たに構築したポータル サイトのことで、マイナンバーカードの交付を受けた人がアクセスできる。具体的には、行政機関同士でのマイナンバーを含む個人情報のやりとりの記録の確認や、行政機関から必要なお知らせを受けるなどの、様々なオンラインサービスが受けられる。

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和５年度～９年度）

重点的改革項目	【2】	効率的・効果的な行政運営の推進						
具体的推進項目	2	ＩＣＴの利活用						
取 組 項 目	(2)	先端 ICT 技術（AI※10・IoT※11）等を活用した住民サービスの検討						
実 施 方 針	市民の利便性の向上や業務の効率化を図るために、飛躍的に発展を続けるＩＣＴ、とりわけ人工知能（ＡＩ）の利活用による、より一層の住民サービスの向上及び行政手続き効率化に向け調査研究を行い、随時導入を図る。							
実 施 項 目		指 標 (数値目標)	実 施 年 度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■先端 ICT 技術（AI・IoT 等）を活用した行政サービス効率化の検討		情報収集・検討を行い、随時導入する	情報収集・検討・実施	情報収集・検討・実施	情報収集・検討・実施	情報収集・検討・実施	情報収集・検討・実施	
所管課	政策企画課 全課							

※１０：ＡＩとは、Artificial Intelligence の略で、一般的に人工知能と和訳される。人間の知的営みをコンピュータに行わせるための技術のこと。又は、人間の知的営みを行うことができるコンピュータプログラムのこと。

※１１：ＩｏＴとは、Internet of Things の略で、モノのインターネットとも言われる。様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続させたり、相互に通信することにより、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【2】	効率的・効果的な行政運営の推進						
具体的推進項目	2	ＩＣＴの利活用						
取 組 項 目	(3)	積極的な情報発信						
実 施 方 針	市が実施する事業や取り組みを、より広く周知するため、ホームページやＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）等を活用した積極的な情報発信に努めるとともに、日々進化するＩＣＴの進展も踏まえながら、より効果的な情報発信の手法について研究していくものとする。							
実 施 項 目		指 標 (数値目標)	実 施 年 度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■ホームページリニューアル		ホームページのリニューアル実施	準備	実施・運用	運用	運用	運用	
所管課	シティプロモーション課							
■動画配信サービスを利用した情報発信		動画を活用した行政情報を年10本以上発信する	実施	実施	実施	実施	実施	
所管課	シティプロモーション課・しまばら観光課							
■情報発信ツールの活用推進		より効果的な情報発信推進のため、職員向けの研修を年1回以上開催	実施	実施	実施	実施	実施	
所管課	シティプロモーション課							

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【2】	効率的・効果的な行政運営の推進						
具体的推進項目	2	I C Tの利活用						
取 組 項 目	(4)	効率的な会議運営の検討						
実 施 方 針	各種会議において、タブレット端末を活用した会議資料のペーパーレス化※12 によって、運営の効率化や情報漏えい等を防ぐことができ、さらにはセキュリティの強化が図れることから、導入システムやその運用方法について検討を行い、本格運用を目指していくものとする。							
実 施 項 目		指 標 (数値目標)	実 施 年 度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■会議資料のペーパーレス化及び会議運営の効率化		会議室へ執務室 PC もしくは専用 PC を持ちこみ、必要な資料を参照しながら会議を行えるようにし、会議運営の効率化を図る	試行導入	方針決定	実施	実施	実施	
所管課	政策企画課							
■文字起こしソフトによる議事録作成の効率化		令和4年度に導入する文字起こしソフト活用するために周辺環境を整え、会議運営の効率化を図る	検証実施	環境等見直し	実施	実施	実施	
所管課	政策企画課							
■情報共有ツールの利用促進		職員が情報共有ツールを用いて情報共有やコミュニケーションなどを活発に行うことで仕事の効率化を図る	実施	実施	実施	定着	外部と情報共有に利用	
所管課	政策企画課							

※12：ペーパーレス化とは、データや資料を紙に印刷して保管・共有・閲覧など行ってきたのをやめて、コンピュータシステム上でのファイルの操作や画面表示で代替しようとする事。

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【2】	効率的・効果的な行政運営の推進						
具体的推進項目	2	I C Tの利活用						
取 組 項 目	(5)	庁内情報化の促進						
実 施 方 針	システムをクラウド化することによってインフラや運用コスト等を削減する。 また、ファイルサーバの活用およびデータ保存等の見直しを実施し、業務効率化を図る。							
実 施 項 目		指 標 (数値目標)	実 施 年 度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■オンプレミス※13 からクラウド化へ移行		1 以上のクラウドシステム※14 の新規導入もしくは移行を実施	検討	検討	検討	検討	実施	
所管課	政策企画課							
■電子決裁等の推進		○文書管理システムの利用促進 ○電子決裁の普及によるペーパーレス化の推進	運用	運用	運用	運用	運用	
所管課	総務課 全課							

※13：オンプレミスとは、市役所に設置されたサーバ内にデータを保管するもの。

※14：クラウドシステムとは、従来は利用者が手元のコンピュータで利用していたデータやソフトウェアを、ネットワーク経由で、サービスとして利用者に提供するもの。

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【2】	効率的・効果的な行政運営の推進						
具体的推進項目	3	行政評価の充実						
取組項目	(1)	行政評価の活用						
実施方針		限られた行政資源を最大限活用し、効果的・効率的な質の高い市政運営を推進するため、PDCA（計画 Plan、実施 Do、評価 Check、改善 Action）サイクル※15 による視点を取り入れた、行政評価の効果的な運用に取り組むものとする。						
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■事務事業評価※16 及び外部評価の実施		市が実施している事務事業について、その必要性や効果など、市民への説明責任を果たすため、事務事業評価及び外部評価を実施した結果を公表する	実施	実施	実施	実施	実施	
所管課	総務課・政策企画課							

※15：PDCA サイクルとは、行政の活動を、Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Action（改善）のサイクルに基づき、改善・見直しを行い、その改善を次の計画に反映させることで、効率的・効果的な行政運営を図るための手法。

※16：事務事業評価とは、行政評価のうち、施策の目的を達成するために行う個別の事務事業を対象として、有効性や必要性、効率性などの観点から評価を行い、その検証結果を事務事業の見直し・改善に反映させる仕組みのこと。

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【2】	効率的・効果的な行政運営の推進						
具体的推進項目	3	行政評価の充実						
取組項目	(2)	行政評価方法の見直し						
実施方針	新規事業について成果指標の明確化・終期の設定（原則3年程度）を前提に、事業終期年度のタイミングで成果指標に基づく事務事業評価結果を行政評価委員会へ報告するほか、その中から行政評価委員会に諮る事業を選定・実施するなど、成果検証に基づいた事業のスクラップ・アンド・ビルド※17に繋がる仕組みを構築する。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■評価結果に基づくスクラップ・アンド・ビルドの徹底		行政評価結果を活用した事業のスクラップ・アンド・ビルドの仕組みの構築	実施	実施	実施	実施	実施	
所管課	総務課・政策企画課							

※17：スクラップ・アンド・ビルドとは、限られたコストの中で効率よく配分するため、採算や効率の悪いものを整理し、一方で新たに生まれてくる行政ニーズを満たすために新たなものを設けること。

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【2】	効率的・効果的な行政運営の推進						
具体的推進項目	4	事務事業の最適化と業務形態の変革						
取 組 項 目	(1)	社会の変化に合わせた業務内容の見直し						
実 施 方 針	限られた財源や人材等の行政資源を最大限に活用しながら、市民の視点と感覚を取り入れ、最少の経費で最大の効果が発揮できるよう、効率的で効果的な行政運営の確立が必要であり、そのために、BPR※ ¹⁸ （ビジネス・プロセス・リエンジニアリング）の手法を取り入れ、業務の流れを最適化し、社会の変化に合わせた業務内容の見直しを行っていくものとする。							
実 施 項 目		指 標 (数値目標)	実 施 年 度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■BPR を活用し、自治体DX推進に向けた業務の効率化と標準化の実施		令和7年度末を目途に、随時対象業務を選定。効率化や標準化の取り組みを実施	随時実施	随時実施	随時実施			
所管課	政策企画課 全課							

※18：BPR（ビジネス・プロセス・リエンジニアリング／Business Process Re-engineering）とは、既存の業務の構造を抜本的に見直し、業務の流れを最適化する観点から再構築すること。

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【2】	効率的・効果的な行政運営の推進						
具体的推進項目	4	事務事業の最適化と業務形態の変革						
取組項目	(2)	ごみ収集業務の民間委託の推進						
実施方針	ごみ収集業務については、一部収集業務について民間委託を段階的に推進していくものとする。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～

実施項目なし

（前期実施計画期間において達成のため）

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【2】	効率的・効果的な行政運営の推進							
具体的推進項目	4	事務事業の最適化と業務形態の変革							
取組項目	(3)	窓口サービス業務の形態の見直し							
実施方針	効率的な行政サービス実施のため、これまで、窓口業務における交付事務等において非常勤職員への置き換えを行ってきたところであるが、今後は窓口業務自体での民間委託を活用するために、より効果が得られる業務内容や委託方法について検討を行い、可否を決定する。 また、「しまばらん窓口 とるっと」が令和3年度に設置され、証明書発行等窓口が増設された。利用者の状況や利便性、費用対効果等を踏まえスリム化を図る。								
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度						
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～	
■民間委託の方法の検討		委託可能な業務を抽出し、先進自治体の情報収集を行い、費用対効果を検証したうえで令和5年度に可否を決定する	民間委託の可否の決定						
所管課	市民窓口サービス課								
■証明書発行等窓口のスリム化		市民窓口サービス課所管の三会出張所の廃止	廃止						
所管課	市民窓口サービス課								

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【2】	効率的・効果的な行政運営の推進							
具体的推進項目	4	事務事業の最適化と業務形態の変革							
取組項目	(4)	福祉施設の見直し							
実施方針	市内福祉施設（児童館、三会保育園）は老朽化が進んでおり、今後、施設の廃止に向けて行動する。 利用者の状況や利便性、費用対効果等を踏まえ、施設の統廃合を行っていくものとする。								
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度						
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～	
■児童館の廃止		令和5年度に施設の廃止	廃止						
所管課	こども課								
■三会保育園の段階的業務廃止		老朽化対策等を行いながら島原市公共施設等総合管理計画に沿い、令和13年度予定の三会小学校長貫分校の統廃合の時期や学童保育の利用人数及び該当地域の就学児童数等を見ながら業務を廃止し、新たな利活用に向け検討を行う	学童業務の廃止及び施設の廃止に向けた検討	学童業務の廃止及び施設の廃止に向けた検討	学童業務の廃止及び施設の廃止に向けた検討	学童業務の廃止及び施設の廃止に向けた検討	学童業務の廃止及び施設の廃止に向けた検討	学童業務の廃止及び施設の廃止に向けた検討	学童業務の廃止及び施設の廃止に向けた検討
所管課	こども課								
		○学童業務廃止 令和13年度							

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【2】	効率的・効果的な行政運営の推進						
具体的推進項目	4	事務事業の最適化と業務形態の変革						
取組項目	(5)	公民館の運営のあり方検討						
実施方針	急速に変化する社会の中で、地域の連帯意識の希薄化が叫ばれている中、新しいコミュニティと協働しながら地域活動を支えていく拠点として、また生涯学習の拠点としての公立公民館を目指して、管理運営のあり方について様々な視点から検討を行い、公民館の運営方法等の見直しを行う。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■公立公民館の地域人材による運営		新しいコミュニティづくりの進捗にあわせ、生涯学習の推進及び地域活動の拠点となる公民館運営のため、地域人材による公民館運営を行う	研究・検討	研究・検討	段階的に試験導入	検証	段階的に本格導入	
所管課	社会教育課							
■地域コミュニティ※19との協働運営		新しいコミュニティづくりの進捗にあわせ、地域コミュニティと協働し公立公民館を運営する	研究・検討	研究・検討	段階的に試験導入	検証	段階的に本格導入	
所管課	社会教育課・市民協働課							

※19：地域コミュニティとは、地域のみんなが笑顔で暮らせる元気なまちをつくりたいという思いを持って、地域をより良くするために活動する住民同士のつながりや集まりのこと。

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【2】	効率的・効果的な行政運営の推進						
具体的推進項目	4	事務事業の最適化と業務形態の変革						
取組項目	(6)	定型的業務・庶務業務の最適化						
実施方針	定型的業務、庶務業務を民間委託や電子化した場合、その業務に従事していた人材を真に職員が行うべき業務に集中させることができ、適正規模の行政運営が可能になると思われることから、定型的業務、庶務業務を含めた事務全般について縦点検を実施し、民間委託や電子化に向けた検討を行っていくものとする。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■庶務業務の電子化		電子化が可能な庶務業務（時間外・出勤簿等）を選定し、令和7年度の電子化での運用を目指す	研究・検討	導入	運用	運用	運用	
所管課	秘書人事課・政策企画課							

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【3】	行政サービスにおける連携・協働の推進						
具体的推進項目	1	市民等との連携・協働						
取組項目	(1)	市民、地域コミュニティ組織、NPO等との連携・協働						
実施方針	多様化、複雑化する市民ニーズや地域の課題に的確に対応していくために、公共サービスが行政による提供だけではなく、市民、地域コミュニティ組織やNPO等と行政がお互いの持てる力と役割に応じて分担・補完しあい、対等な立場で協働できる仕組みを推進していくものとする。審議会等への若者や女性の参画推進については県の第4次男女共同参画基本計画に基づいて取り組むものとする。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■地域の課題を地域自らが解決する新しい地域コミュニティづくり支援		市内7地区の「まちづくり協議会」の発足への支援	まちづくり計画策定又はコミュニティ条例制定	交付金要綱制定	各地区協議会設立	各地区協議会設立	7地区協議会設立	
所管課	市民協働課							
■審議会等への女性の参画推進		○審議会等女性の登用率 令和9年度末 40.0% (R4.4 現在 17.6%)	20%	25%	30%	35%	40%	
所管課	市民協働課 他関係課							

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【3】	行政サービスにおける連携・協働の推進						
具体的推進項目	1	市民等との連携・協働						
取組項目	(2)	民間・大学等との連携						
実施方針	地域の課題解決に向け、行政だけでは解決できない問題や、市民だけでは解決できない問題については、行政と市民がともに協力し課題解決をすることが必要である。 こうした取り組みを推進する体制を構築し、専門的知識・技術を有する民間企業や大学、高校との情報交換などを行い、地域課題の早期解決を行い、協働によるまちづくりを推進していくものとする。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■高齢者等見守りネットワーク連携協力事業所の推進		協定を締結する民間事業者の拡大 (基準値：R4 時点 78 件)	83 件	85 件	87 件	89 件	91 件	
所管課	福祉課							
■消防団協力事業所の推進		年2事業所以上の新規認定 (認定実績：令和4年度3件、これまでに全28件)	2 件	2 件	2 件	2 件	2 件	
所管課	市民安全課							
■大学との連携・協働による地域おこしの推進		各大学との連携・協働による地域おこしの推進を行う	実施	実施	実施	実施	実施	
所管課	政策企画課 他関係課							
■高校との連携・協働による地域おこしの推進		○高校との連携・協働による地域おこしの推進を行う ○地元高校生による地域資源を活用した新商品開発	実施	実施	実施	実施	実施	
所管課	商工振興課							

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【3】	行政サービスにおける連携・協働の推進						
具体的推進項目	2	民間活力の活用						
取組項目	(1)	指定管理者制度※20の導入効果の検証とさらなる充実						
実施方針	本市が設置する公の施設のうち指定管理者制度未導入の施設について、運営経費の節減やサービス向上の観点から指定管理者制度への移行が可能なもの（武家屋敷・舞岳山荘等）について、検討を進めていくものとする。 また、既に導入済みの施設についても、施設の総合管理計画個別計画に基づく方針に沿って管理運営を行っていくほか、利用者への更なるサービス向上に繋がるよう、管理運営の効果検証について見直しを行っていくものとする。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■導入効果の検証方法の充実とそれを活用したサービス向上		自主事業の評価項目の充実や市民に分かりやすい評点方法など評価方法の見直し	実施	実施	実施	実施	実施	
所管課	政策企画課							
■指定管理者制度導入の検討（武家屋敷）		検証結果を検討し、導入可否の決定を行う	検証	検討・導入の可否決定				
所管課	しまばら観光課							
■指定管理者制度導入の検討（舞岳山荘）		検証結果を検討し、導入可否の決定を行う	検証	検証	検討・導入の可否決定			
所管課	農林課							

※20：指定管理者制度とは、公共施設（公の施設）の管理運営について、条例に基づき選定指定した法人・団体に管理を代行させる制度のこと。公共施設の管理に民間の能力を活用し、住民サービスの向上や経費節減を図ることを目的としている。

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【3】	行政サービスにおける連携・協働の推進						
具体的推進項目	2	民間活力の活用						
取組項目	(2)	シェアリングエコノミー※21の推進						
実施方針	多様化・複雑化する様々な行政課題の解決、地域経済の活性化にむけ、シェアリングエコノミーを新たな手法とした活用を検討、実施するものとする。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■パブリックスペース※22の有効活用の推進		まちなかの賑わい創出のため 公共施設(観光施設・公園など) の有効活用を検討・推進する	随時	随時	随時	随時	随時	
所管課	シティプロモーション課 他関係課							

※21：シェアリングエコノミー：「場所」「乗り物」「モノ」などの遊休資産等（スキルや時間等の無形のものを含む。）を、インターネット上の仕組みを介して、個人間でシェア（共有）する新しい経済の動きのこと。

※22：パブリックスペースとは、個人に属さない公の空間で、誰もが自由に出入りできる開放的な場所のこと。

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和５年度～９年度）

重点的改革項目	【３】	行政サービスにおける連携・協働の推進						
具体的推進項目	２	民間活力の活用						
取組項目	(３)	PPP※23／PFI※24導入事業の検討と制度の活用						
実施方針	PPP／PFIを活用することで、民間の資金や経営能力・技術力等を活用でき、行政としてはコストの削減が図れ、より質の高い公共サービスの提供が期待できるものである。 老朽化に伴う公共施設等の改修や市が発行する印刷物などの公共サービスにおける財政負担の軽減及び公共サービスの質の向上を図るため、公民が連携した取り組みについて検討していくものとする。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■PPP/PFI導入事業の検討		先進事例を調査し、本市での制度利用について研究を行う	調査・研究	調査・研究	調査・研究	調査・研究	調査・研究	
所管課	政策企画課 他関係課							

※23：PPPとは、Public Private Partnershipの略で、行政と民間が協力して公共サービスを効率的に運営する手法のこと。官民パートナーシップ、官民連携とも呼ばれている。PFIはPPPの代表的な手法の一つ。

※24：PFIとは、Private Finance Initiativeの略で、公共施設などの建設、維持管理、運営などに民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法。

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【4】	市民の声が届く行政サービスの提供							
具体的推進項目	1	利用者に優しい市役所づくり							
取組項目	(1)	市民が利用しやすい空間づくり							
実施方針	市役所を訪れた誰もが利用しやすい空間にするため、案内表示の見直し、高齢者等に優しいカウンター、子ども連れでも安心できる空間やプライバシー配慮等を行い、市役所を訪れる方の利便性向上に努めるものとする。								
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度						
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～	
		実施項目なし							

実施項目なし

（前期実施計画期間において達成のため）

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【4】	市民の声が届く行政サービスの提供						
具体的推進項目	1	利用者に優しい市役所づくり						
取組項目	(2)	市民が利用しやすい窓口サービスの実施						
実施方針	窓口での説明方法や手続方法を、分かりやすさ・簡便さの観点から再点検するなど、市民ニーズを最優先し、サービスの充実・改善を図るとともに、市民が利用しやすい新たな窓口サービスとして、市の施設外でも利便性の高いサービスを提供できるよう努めるものとする。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■証明書のコンビニ交付の検討		導入・運用経費、及び他市の動向を見ながら、3年毎に導入の可否を決定する	導入運用経費試算			導入運用経費試算		
			他市の動向調査			他市の動向調査		
所管課	市民窓口サービス課		導入可否決定			導入可否決定		

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【4】	市民の声が届く行政サービスの提供						
具体的推進項目	1	利用者に優しい市役所づくり						
取組項目	(3)	ワンストップサービスの推進						
実施方針	住民異動、戸籍届出、各種証明書交付、国民健康保険・介護保険等の受付等、従来、別々の窓口で行ってきた事務手続きについて、縦割りを廃し、原則 1 ヶ所の窓口にてワンストップ対応を行う「総合窓口」の取り組みを推進し、待ち時間の短縮など住民の利便性向上につながることから、先行事例を参考にしつつ検討をしていくものとする。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～

実施項目なし

（前期実施計画期間において達成のため）

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【4】	市民の声が届く行政サービスの提供						
具体的推進項目	2	市民の声が届く市役所づくり						
取 組 項 目	(1)	市民のニーズを的確に把握						
実 施 方 針	市民から市政に関する意見・要望等を「市民の声」として受け付ける広聴活動を推進し、市民のニーズを施策・事業に反映させていくものとする。							
実 施 項 目		指 標 (数値目標)	実 施 年 度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■市民相談の充実		相談体制の充実強化 相談員の育成	研修 受講	研修 受講	研修 受講	研修 受講	研修 受講	
所管課	市民協働課							
■市政への提言「市長へのポスト」の運用		市長へのポストへ投函があり 次第、早急に回答する	継続	継続	継続	継続	継続	
所管課	シティプロモーション課							
■市公式 LINE の通報機能の活用充実		市民が気軽に要望を投稿できる 手段として、市公式 LINE の 通報機能を拡充する	準備・拡充	運用	運用	運用	運用	
所管課	シティプロモーション課							
■ウェブによる市民アンケートの実施		ウェブによる市民アンケート を実施し、施策・事業につい て市民ニーズを把握する	実施	実施	実施	実施	実施	
所管課	政策企画課 他関係課							

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【4】	市民の声が届く行政サービスの提供						
具体的推進項目	2	市民の声が届く市役所づくり						
取組項目	(2)	市民の声を反映した行政サービスの実施						
実施方針	市民の声を基本として、市民に信頼される行政を運営するために、市民の日常生活と行政の施策・事業運営との間のギャップを明らかにし、市民のニーズを施策・事業に反映させていくものとする。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■市民ニーズや声を反映した行政サービスの実施		市民のニーズを行政サービスに反映させる	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	随時実施	
所管課	政策企画課 他関係課							

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【4】	市民の声が届く行政サービスの提供						
具体的推進項目	3	職員の窓口対応力向上						
取組項目	(1)	体系的な業務研修とマニュアル整備						
実施方針	市役所を訪れた市民の方に対する接遇や、窓口での問い合わせに対する標準化を図るため、関係課との相互研修を実施し、公平で統一された窓口サービスを推進していくものとする。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■統一した窓口対応の実施		接遇等にかかる研修への参加並びに業務マニュアルの見直し及び庁内研修会の実施を通して、職員の窓口対応力の向上を図る	実施	実施	実施	実施	実施	
所管課	秘書人事課 全課							

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【5】	定員管理及び給与の適正化						
具体的推進項目	1	定員管理の適正化						
取組項目	(1)	業務内容に応じた適正な定員管理						
実施方針	今後、本行革大綱及び実施計画に基づく取組により民間委託の推進や業務の効率化を図り、組織や定員の効率化を目指していく一方、新たに生じる行政課題や重点的な取組が必要な分野については、大胆に人員を配置することで、スピード感を持って具体的な成果を上げていく必要があると考える。 また、令和5年度から地方公務員の定年が段階的に65歳まで引き上げられるなど、少子高齢化・生産年齢人口が減少する中、複雑高度化する行政課題への的確な対応などの観点から、能力と意欲のある高齢期の職員を活用し、次の世代に知識、技術、経験などを継承していくことが求められている社会情勢を踏まえつつ、適正な定員管理に努めていくものとする。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■適正な定員管理		平成29年4月1日の職員数368人を基準に適正な人員配置を図る	継続	継続	継続	継続	継続	
所管課	秘書人事課							

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【5】	定員管理及び給与の適正化						
具体的推進項目	2	給与の適正化						
取組項目	(1)	勤務成績を反映した給与制度の確立						
実施方針	人事評価制度※25の本格導入により、全職員について、定期昇給・勤勉手当に評価結果を反映させている。 今後も継続しながら改善を行い、職責の重さ・業務の困難度なども考慮した実績評価により、より公平性・透明性のある制度となるよう努めるとともに、業務に対する職員の意欲を喚起するものとなるよう努めていくものとする。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■人事評価制度導入に伴う 給与等への反映		評価者相互間の評価基準の検証・改善等を図る	継続	継続	継続	継続	継続	
所管課	秘書人事課							

※25：人事評価制度とは、能力・業績重視の人事管理を実現するために、個人の能力や業績を公正・公平に評価する制度のこと。

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【5】	定員管理及び給与の適正化						
具体的推進項目	2	給与の適正化						
取組項目	(2)	給与制度全般にわたる見直しの検討						
実施方針	職員の給与については、国、県及び他の地方公共団体との均衡を配慮し、また、市民感覚も意識しながら、適正な給与水準となるよう状況に応じて適正に見直し、その内容を公表していくものとする。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■給与制度全般にわたる見直し		国の給与制度等の改正等を踏まえ、見直しを行う	随時	随時	随時	随時	随時	
所管課	秘書人事課							

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【5】	定員管理及び給与の適正化						
具体的推進項目	3	組織の活性化及び最適化						
取 組 項 目	(1)	地域課題や市民ニーズに的確かつ迅速に対応できる組織体制の見直し						
実 施 方 針	市の組織体制について、行政課題や市民ニーズの変化に合わせて継続的に見直しを行うほか、プロジェクトチームや庁内検討組織の活用など、部課を越えた横の連携を図りながら、新たな行政課題に組織を上げて柔軟に対応できる仕組みを構築する。 また、市の重要課題については、担当する部課だけでなく、職員一人一人が自らのこととして受け止め、全庁的に取り組もうとする意識改革を、組織体制の面から目指す。							
実 施 項 目		指 標 (数値目標)	実 施 年 度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■自己申告書※26を基にした人事異動の実施		異動の希望状況などを把握し、職員の希望を尊重した人事異動を行う	継続	継続	継続	継続	継続	
所管課	秘書人事課							
■人事評価結果の人事配置への反映		職員個々の能力に応じて人事配置を行う	継続	継続	継続	継続	継続	
所管課	秘書人事課							
■組織機構の見直し		行政課題や市民ニーズに合わせた柔軟な組織機構の見直しを実施する	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	必要に応じて実施	
所管課	政策企画課							

※26：自己申告とは、職員の異動等に関する希望や意見を把握して、人事異動等にできるだけ多くの意見を反映させることも目的に、職員自らが申告をすること。

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【5】	定員管理及び給与の適正化
具体的推進項目	3	組織の活性化及び最適化
取組項目	(2)	女性職員の活躍推進
実施方針	意欲と能力のある女性職員を管理監督職に多く登用することにより、女性視点での新たな行政サービスが期待できるため、更なる女性職員の登用を推進する。 「女性活躍推進法」に基づき策定した特定事業主行動計画に基づく取組を推進するほか、出産・育児などのライフイベントを経た後も引き続き活躍の機会が得られるよう、研修等によるバックアップを行っていく。	

実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■女性職員キャリアアップ研修の実施		仕事と生活との両立を図りながらキャリアアップできるよう能力開発を行う	継続	継続	継続	継続	継続	
所管課	秘書人事課							
■女性職員活躍に向けた取り組みの実施		・採用試験総受験者に占める女性割合を50%以上にする ・人材育成研修の女性職員受講割合を10%以上にする	継続	継続	継続	継続	継続	
所管課	秘書人事課							

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【6】	時代変化に対応する人材育成と働きやすい環境の推進						
具体的推進項目	1	働き方改革による行政組織の質的向上						
取組項目	(1)	ワーク・マネジメント※27の推進						
実施方針	職員一人一人が創意工夫をしながら、やりがいを持って仕事に取り組めるよう、業務プロセスの見直しを通じて仕事の効率化・簡素化を目指すとともに、全庁的にも、資料作成・会議運営・定型業務を中心に業務効率化の仕組みに取り組み、総労働時間の縮減を図るものとする。 また、定時退庁の促進やフレックスタイム制度※28の導入検討など、組織や成果の質的向上に繋がる新たな働き方についても、検討を進めながら取り入れていくものとする。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■総労働時間の短縮		業務の効率化・簡素化を推進する	継続	継続	継続	継続	継続	
所管課	秘書人事課・政策企画課							
■時差出勤制度の拡充等の構築		時差出勤制度の拡充や育児介護のための早出遅出勤務の導入を検討し、構築する	検討	検討	検討	検討	検討	
所管課	秘書人事課							
■フレックスタイム制度の構築		フレックスタイム制度の導入を検討し、構築する	検討	検討	検討	検討	検討	
所管課	秘書人事課							
■定時退庁の促進		ノー残業デー実施の徹底などにより職員の定時退庁を促進する	継続	継続	継続	継続	継続	
所管課	秘書人事課							
■テレワーク※29の構築		勤務体系等制度の整備について検討し、構築する	情報収集・検討	検討	検討	検討	検討	
所管課	秘書人事課・政策企画課							

※27：マネジメントとは、様々な資源（ヒト・モノ・カネ・情報等）を管理し、効果を最大化する手法のこと。

※28：フレックスタイム制度とは、労働者自身が日々の労働時間の長さや、労働時間の始業及び終業の時刻を決定することができる制度のこと。

※29：テレワークとは、情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【6】	時代変化に対応する人材育成と働きやすい環境の推進						
具体的推進項目	1	働き方改革による行政組織の質的向上						
取 組 項 目	(2)	ライフ・マネジメント支援の促進						
実 施 方 針	職場での仕事だけでなく、家庭内での家事・育児への参加や、地域活動等への参画などにより、職員が生き生きと充実した生活を送ることで、仕事に対しても高いモチベーションを持って取り組めるよう、年次有給休暇の取得や男性職員の家事・育児参画を促進する取組を進めていくものとする。 また、地域活動をはじめ趣味や特技を生かした活動への参加、自己啓発等を通じて、外部の関係者との連携や新たな取組のきっかけにも繋がるよう、その活動等を応援する仕組みを検討していくものとする。							
実 施 項 目		指 標 (数値目標)	実 施 年 度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■年次有給休暇の取得促進		年次有給休暇の取得促進を図る	継続	継続	継続	継続	継続	
所管課	秘書人事課							
■イクボス※30の推進		課長以上の職員を対象としてイクボスの養成を行う	研修の実施	研修の実施	研修の実施	研修の実施	研修の実施	
所管課	秘書人事課							
■男性職員の育児参画促進		育児に係る各種制度の周知及び本人への促しを実施	継続	継続	継続	継続	継続	
所管課	秘書人事課							

※30：イクボスとは、「部下や同僚等の育児や介護、ワークライフバランス等に配慮・理解のある上司」のこと。

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【6】	時代変化に対応する人材育成と働きやすい環境の推進						
具体的推進項目	1	働き方改革による行政組織の質的向上						
取組項目	(3)	働きやすいワークスペース						
実施方針	業務を行う上での作業効率の向上や、書類・資料等が利用しやすい整理保管方法の改善を行いながら、職員が働きやすく、効率的で整然としたワークスペースを作るなど、働き方改革につながるオフィス環境の改善について検討していくものとする。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
		実施項目なし						

実施項目なし
(前期実施計画期間において達成のため)

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【6】	時代変化に対応する人材育成と働きやすい環境の推進						
具体的推進項目	2	職員の意識改革・能力向上						
取組項目	(1)	意識改革や能力向上につながる職員研修の充実						
実施方針	高度化・多様化する行政課題に対応するため、民間企業等への派遣研修や、長崎県市町職員研修センター・市町村アカデミー等が開催する各種研修への参加、職員自らが課題設定して行う自主研修などの人材育成に計画的に取り組み、政策形成能力や専門的知識の向上を図るとともに、前例にとらわれないチャレンジ精神やスピード感を持った対応など、職員一人一人の意識改革を目指すものとする。 また、若手職員を中心に、地域活動を実践する団体等の活動へ参加する機会を作り、協力しながら事業を行うことで、地域住民とのコミュニケーション能力や現場対応力の向上、主体的に活動に取り組む意識改革へ繋げていく。 なお、単に研修を受講して終わるのではなく、学んだ内容を業務のなかで具体的に活かしながら、さらに身に付けられるよう、フォローアップの仕組みについても構築していくものとする。							
	実施項目		指標 (数値目標)	実施年度				
				R5	R6	R7	R8	R9
	■自主研修の支援強化		自主研修の支援強化を図る	実施	実施	実施	実施	実施
所管課	秘書人事課							
■職場研修の充実		職場研修の充実を図る	継続	継続	継続	継続	継続	
所管課	秘書人事課							
■職場外研修の拡充		職場外研修の拡充を図る	継続	継続	継続	継続	継続	
所管課	秘書人事課							

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【6】	時代変化に対応する人材育成と働きやすい環境の推進						
具体的推進項目	2	職員の意識改革・能力向上						
取組項目	(2)	職員の意欲を尊重した自己申告制度による意識改革						
実施方針	自己申告制度において職員の意欲を尊重することにより職員のやる気を促し、更に充実させ、職員の責任感と自主性を高めることにより意識改革を図るものとする。 また、高い意欲を持つ職員が、希望する分野・業務で十分に成果を発揮できるよう、自己申告制度を活用した人事配置に努めるとともに、自己申告の内容を拡充し、職員が自ら必要と考える分野での研修を重点的に受講できるようにするなど、人材育成の面でも効果的に活用していくものとする。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■自己申告書を基にした人事異動の実施		異動の希望状況などを把握し、職員の希望を尊重した人事異動を行う	継続	継続	継続	継続	継続	
所管課	秘書人事課							
■降任制度の導入		家庭又は身体上の理由により降任する制度を導入する	研究 検討	研究 検討	導入			
所管課	秘書人事課							

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【6】	時代変化に対応する人材育成と働きやすい環境の推進						
具体的推進項目	2	職員の意識改革・能力向上						
取組項目	(3)	職員による積極的な企画立案						
実施方針	職員が、職務を通じて認識した地域課題の解決等を目指し、研修等を通じて身に付けた内容等も活用しながら、具体的な事業として企画立案し、予算措置・人員配置も含めて事業化できる機会をつくり、企画立案能力の向上を図るものとする。 また、職場環境の改善や事務事業の効率化、市民サービスの向上などについて、職員が常に課題意識を持ち、より良い行政運営に努める一助とするため、職員提案制度のさらなる充実を図るとともに、提案の積極的採用と提出された提案とその審査結果を公表していくものとする。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■職員表彰制度の充実		事業化される優秀提案以外を対象とした表彰制度を新たに導入し、さらなる企画立案に繋げていく	実施	実施	実施	実施	実施	
所管課	秘書人事課・政策企画課							
■職員提案制度の改善		現行の制度を見直し・試行のうえ、新たな職員提案制度を構築する	見直し案の検討	試行	実施	実施	実施	
所管課	政策企画課							

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【7】	地方公営企業の経営健全化						
具体的推進項目	1	地方公営企業※31の経営健全化						
取組項目	(1)	経営戦略の実施						
実施方針	地方公営企業については、企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進するため、経営環境や社会経済情勢の変化を踏まえた中長期的な視点に立った経営基盤の強化を図るものとする。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■経営戦略による経営基盤強化等の 取り組み		令和2年度に策定した経営戦略を実施するとともに、決算等の反映及び社会情勢に合わせた経営戦略となるよう令和7年度に改定を行う	戦略見直し 検討	経営戦略 見直し	経営戦略 改定	実施	実施	
所管課	水道課							
■水道料金の見直し		現行の経営戦略において令和6年度に料金改定予定（12.1％）のため、料金改定に向けて検討・調整を行い実施	検討 調整	周知 実施				
所管課	水道課							

※31：地方公営企業とは、地方公共団体が、地域住民の福祉の増進を目的として、水道、病院事業などを経営する企業体のこと。

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【7】	地方公営企業の経営健全化						
具体的推進項目	1	地方公営企業の経営健全化						
取組項目	(2)	経営比較分析表の作成及び公表						
実施方針	経営指標を活用して経営の現状や課題等を的確に把握するとともに、市民に対し分かりやすく説明を行うために、「経営比較分析表※32」の作成及び公表を進めていくものとする。							
実施項目		指標 (数値目標)	実施年度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■経営比較分析表の作成及び公表		経営比較分析表を作成し、市ホームページで公表	R4年度分 公表	R5年度分 公表	R6年度分 公表	R7年度分 公表	R8年度分 公表	
所管課	水道課							

※32：経営比較分析表とは、各地方公営企業において、経営の現状及び課題を的確かつ簡明に把握するために、他公営企業との比較可能な全国統一的な様式のこと。

島原市第五次行政改革大綱 後期実施計画 個別票（令和5年度～9年度）

重点的改革項目	【7】	地方公営企業の経営健全化						
具体的推進項目	1	地方公営企業の経営健全化						
取 組 項 目	(3)	業務内容に応じた民間委託の検討・導入						
実 施 方 針	事務事業について、安全性、効率性、経済性を勘案しながら、民間委託が可能なものについて民間委託の導入を検討していくものとする。							
実 施 項 目		指 標 (数値目標)	実 施 年 度					
			R5	R6	R7	R8	R9	R10～
■委託可能業務の選定及び委託		委託可能な業務の選定を行い 随時できるものから民間へ個別業務委託を行う	選定 検討 随時委託	選定 検討 随時委託	選定 検討 随時委託	選定 検討 随時委託	選定 検討 随時委託	
所管課	水道課							
■包括的業務委託の選定及び委託		現在行っている業務や上記で 業務委託したものを含め、業務委託することが合理的かつ 効率的なものを包括的に業務委託を行えるよう検討・調整・発注を行う	精査 検討	精査 検討	包括的 業務委託 調整	包括的 業務委託 発注	民間委託 の効果検証	
所管課	水道課							